



制度部門別勘定について

令和4年6月14日

第1回 企画部会第1ワーキンググループ

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

制度部門別勘定(非金融)について

1. 年次の勘定の状況

- 制度部門別の生産勘定及び所得の発生勘定については、現行の我が国国民経済計算(以下、JSNA)では、一般政府、対家計民間非営利団体、金融機関分に関しては、同等の情報を公表しているものの、基礎統計の制約から、非金融法人企業と家計(個人企業)との分割が困難なため、勘定としては未整備となっている。

- ✓ 第Ⅰ期基本計画において、制度部門別生産勘定等の整備が掲げられた(※)が、基礎統計の制約により対応困難であったため、第Ⅱ期基本計画以降は掲げられていない。

※制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。

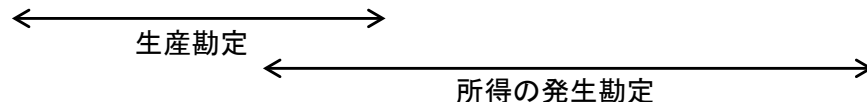
2008SNAの生産勘定・所得の発生勘定

生産勘定	
中間投入	産出額
付加価値	
所得の発生勘定	
雇用者報酬	付加価値
生産・輸入品に課される税	
(控除)補助金	
営業余剰・混合所得	

JSNAのフロー編付表2 経済活動別の国内総生産・要素所得

	産出額	中間投入	付加価値	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	雇用者報酬	営業余剰・混合所得
農林水産業						
鉱業						
製造業						
...						
金融・保険業						
...						
その他のサービス						
合計						
教育、公務等の各経済活動別計数から一般政府、対家計民間非営利団体分を集約						
(再掲)						
市場生産者						
一般政府						
対家計民間非営利団体						

基礎統計の制約から、非金融法人企業と家計(個人企業)への分割が困難



第1次所得の配分勘定等へ

制度部門別勘定(非金融)について

2. 四半期勘定の状況(OECD Quarterly Sector Accounts (Non-financial))

- 第1次所得の配分勘定以降のフロー面の四半期制度部門別勘定(非金融)については、
 - ✓ 貯蓄をバランス項目とする所得の使用勘定までの情報については、JSNAでは、一般政府、家計部門について四半期系列(原系列)を整備しており、OECDデータベースに登録している。
 ※家計については参考系列で貯蓄までの四半期速報で季節調整系列を公表している。
 - ✓ 純貸出／純借入(資本勘定)までの情報について、一般政府分は、IMFのSDDSプラス(特別データ公表基準プラス)の枠組みにおいて四半期別計数を公表している。
 - ✓ その他、JSNAの年次推計では、第1次所得の配分勘定、所得の第2次分配勘定、所得の使用勘定、資本勘定について全ての制度部門で年度・暦年の計数を整備・公表している。今後の四半期化については作成可能性や必要性を見極めることとしたい。
- なお、ストック面は、JSNAでは暦年末の制度部門別勘定を整備している一方、基礎統計の制約(土地資産額の四半期末別情報等)のため四半期勘定は整備していないが、OECDデータベースでは、G7各国においても四半期勘定は整備されていない。

フロー面の制度部門別勘定(非金融)の構造 ※非金融法人企業の場合を例示

第1次所得の配分勘定

財産所得(支払)	営業余剰・混合所得
第1次所得バランス	財産所得(受取)

所得の使用勘定

貯蓄	可処分所得
家計、一般政府等の場合、 最終消費支出も記録	

所得の第2次分配勘定

所得・富等に課される経常税 その他の経常移移転(支払)	第1次所得バランス
可処分所得	その他の経常移移転(支払)

資本勘定

総固定資本形成 (控除)固定資本減耗 土地の購入(純)	貯蓄
純貸出／純借入	資本移転(受取) (控除)資本移転(支払)

(参考) G20 Data Gap Initiative (DGI-2) について

- DGIは、2007-08年の世界金融危機を受け、その反省に立って、G20諸国において金融・財政・経済についての比較可能で四半期を含むよりタイムリーな統計データを整備すべく、2009年にできた枠組み。IMFとFSBが提案、G20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認。2015年から2021年は、DGI-2に改定。
 - ✓ DGIは、G20諸国に対する提言ではあるが、履行義務はない。なお、毎年、Progress Reportという年次報告書の形で進捗状況が報告されている。
- DGI-2には20の提言があり、その一つが「部門別勘定」。具体的には、制度部門別に、①年次の非金融フロー勘定、②四半期の非金融フロー勘定、③年次の非金融資産ストック勘定、④年次の金融フロー・ストック勘定、⑤四半期の金融フロー・ストック勘定の公表が提言されている。
- 2021年末にDGI-2は終了。最終報告書において、部門別勘定は、以下のとおり評価。全てを完全に満たしている国はドイツなど4か国、日本は、未達成と評価されている項目はない。なお、2022年以降は、次のフェーズのNew DGIの議論が進められているが、部門別勘定は含まれていない。

	AR	AU	BR	CA	CN	FR	DE	IN	ID	IT	JP	KR	MX	RU	SA	ZA	TR	UK	US	EU/EA
Recommendation II.8. Sectoral Accounts (COMMON PRIORITY)	Red	Orange	Orange	Orange	Red	Green	Green	Red	Orange	Green	Orange	Orange	Green	Orange	Red	Orange	Orange	Orange	Orange	Orange
Target: Disseminate non-financial, financial accounts and balance sheet data ^{8/1}	Red	Orange	Orange	Orange	Red	Green	Green	Red	Orange	Green	Orange	Orange	Green	Orange	Red	Orange	Orange	Orange	Orange	Orange
- Dissemination of non-financial accounts transactions (Annual data)	Red	Orange	Orange	Orange	Red	Green	Green	Red	Orange	Green	Orange	Orange	Green	Orange	Red	Orange	Green	Green	Orange	Green
- Dissemination of non-financial accounts transactions (Quarterly data)	Red	Orange	Red	Orange	Red	Green	Green	Red	Orange	Green	Orange	Red	Green	Red	Red	Orange	Red	Green	Red	Green
- Dissemination of stocks of non-financial assets (Annual data)	Red	Orange	Red	Orange	Red	Green	Green	Red	Red	Green	Green	Green	Green	Orange	Red	Red	Red	Green	Green	Red
- Dissemination of financial accounts and balance sheets (Annual data)	Red	Orange	Orange	Green	Red	Green	Green	Orange	Orange	Green	Green	Orange	Green	Orange	Red	Orange	Green	Orange	Green	Green
- Dissemination of financial accounts and balance sheets (Quarterly data)	Red	Orange	Red	Green	Red	Green	Green	Red	Orange	Green	Green	Orange	Green	Orange	Red	Orange	Green	Orange	Green	Orange

■ Target/Intermediate target met.
■ Target/Intermediate target partially met.
■ Target/Intermediate target not met.

(出所) IMF staff and Financial Stability Board secretariat “G20 Data Gaps Initiative (DGI-2) Progress Achieved, Lessons Learned, and the Way Forward” (2022年6月)より。